

消費税率 10%への引上げに伴う対応

第1 基本的な考え方

消費税率の引上げに伴い、医療機関、薬局等の仕入れに係る消費税負担が増加することから、診療報酬において、2014年度改定と同様に、基本診療料・調剤基本料に点数を上乗せすることを中心に対応し、補完的に個別項目に上乗せする。

その際、直近の通年実績のNDBデータ等を用いることや、入院料について、病院種別や入院料別ごとの入院料シェアを考慮することにより、消費税率が5%から8%に引き上がった部分も含めた、消費税率5%から10%の部分について、消費税負担に見合う補てん点数となるよう配点を行う。

第2 具体的な内容

1. 医科診療報酬

- (1) 診療所については、初・再診料、有床診療所入院基本料等を引き上げる。
- (2) 病院については、診療所の初・再診料の引上げと同じ点数を病院の初・再診料において引き上げるとともに、残りの財源により入院料等を引き上げる。

※ 改定案の「うち消費税対応分」は、消費税率5%から10%への引き上げに対応する点数を示している。以下同じ。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【初診料】			
初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
(同一日2科目)	141 点	<u>144 点</u>	<u>9 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(紹介のない場合)	209 点	<u>214</u> 点	<u>14</u> 点
(妥結率が低い場合)	209 点	<u>214</u> 点	<u>14</u> 点
(同一日 2 科目・紹介のない場合)	104 点	<u>107</u> 点	<u>7</u> 点
(同一日 2 科目・妥結率が低い場合)	104 点	<u>107</u> 点	<u>7</u> 点
【再診料】			
再診料	72 点	<u>73</u> 点	<u>4</u> 点
(同日)	72 点	<u>73</u> 点	<u>4</u> 点
(同一日 2 科目)	36 点	<u>37</u> 点	<u>3</u> 点
(妥結率が低い場合)	53 点	<u>54</u> 点	<u>3</u> 点
(同日・妥結率が低い場合)	53 点	<u>54</u> 点	<u>3</u> 点
(同一日 2 科目・妥結率が低い場合)	26 点	<u>27</u> 点	<u>2</u> 点
【外来診療料】			
外来診療料	73 点	<u>74</u> 点	<u>4</u> 点
(同日)	73 点	<u>74</u> 点	<u>4</u> 点
(同一日 2 科目)	36 点	<u>37</u> 点	<u>3</u> 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(紹介のない場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
(同日・紹介のない場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
(同一日 2 科目・紹介のない場合)	26 点	<u>27 点</u>	<u>2 点</u>
(同一日 2 科目・妥結率が低い場合)	26 点	<u>27 点</u>	<u>2 点</u>
(妥結率が低い場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
(同日・妥結率が低い場合)	54 点	<u>55 点</u>	<u>3 点</u>
【オンライン診療料】	70 点	<u>71 点</u>	<u>4 点</u>
【一般病棟入院基本料】			
1 急性期一般入院基本料			
イ 急性期一般入院料 1	1,591 点	<u>1,650 点</u>	<u>84 点</u>
ロ 急性期一般入院料 2	1,561 点	<u>1,619 点</u>	<u>83 点</u>
ハ 急性期一般入院料 3	1,491 点	<u>1,545 点</u>	<u>79 点</u>
ニ 急性期一般入院料 4	1,387 点	<u>1,440 点</u>	<u>74 点</u>
木 急性期一般入院料 5	1,377 点	<u>1,429 点</u>	<u>73 点</u>
ヘ 急性期一般入院料 6	1,357 点	<u>1,408 点</u>	<u>72 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ト 急性期一般入院料 7	1,332 点	1,382 点	71 点
2 地域一般入院基本料			
イ 地域一般入院料 1	1,126 点	1,159 点	51 点
ロ 地域一般入院料 2	1,121 点	1,153 点	50 点
ハ 地域一般入院料 3	960 点	988 点	43 点
特別入院基本料	584 点	607 点	32 点
【療養病棟入院基本料】			
1 療養病棟入院料 1			
イ 入院料 A	1,810 点	1,813 点	44 点
(生活療養を受ける場合)	1,795 点	1,798 点	43 点
ロ 入院料 B	1,755 点	1,758 点	42 点
(生活療養を受ける場合)	1,741 点	1,744 点	42 点
ハ 入院料 C	1,468 点	1,471 点	36 点
(生活療養を受ける場合)	1,454 点	1,457 点	36 点
ニ 入院料 D	1,412 点	1,414 点	34 点
(生活療養を受ける場合)	1,397 点	1,399 点	33 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
木 入院料E (生活療養を受ける場合)	1,384 点 1,370 点	1,386 点 1,372 点	33 点 33 点
ヘ 入院料F (生活療養を受ける場合)	1,230 点 1,215 点	1,232 点 1,217 点	30 点 29 点
ト 入院料G (生活療養を受ける場合)	967 点 952 点	968 点 953 点	23 点 22 点
チ 入院料H (生活療養を受ける場合)	919 点 904 点	920 点 905 点	22 点 21 点
リ 入院料 I (生活療養を受ける場合)	814 点 800 点	815 点 801 点	19 点 19 点
2 療養病棟入院料 2			
イ 入院料A (生活療養を受ける場合)	1,745 点 1,731 点	1,748 点 1,734 点	42 点 42 点
ロ 入院料B (生活療養を受ける場合)	1,691 点 1,677 点	1,694 点 1,680 点	41 点 41 点
ハ 入院料C	1,403 点	1,406 点	34 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(生活療養を受ける場合)	1,389 点	1,392 点	34 点
ニ 入院料 D	1,347 点	1,349 点	32 点
(生活療養を受ける場合)	1,333 点	1,335 点	32 点
木 入院料 E	1,320 点	1,322 点	32 点
(生活療養を受ける場合)	1,305 点	1,307 点	31 点
ヘ 入院料 F	1,165 点	1,167 点	28 点
(生活療養を受ける場合)	1,151 点	1,153 点	28 点
ト 入院料 G	902 点	903 点	21 点
(生活療養を受ける場合)	888 点	889 点	21 点
チ 入院料 H	854 点	855 点	20 点
(生活療養を受ける場合)	840 点	841 点	20 点
リ 入院料 I	750 点	751 点	18 点
(生活療養を受ける場合)	735 点	736 点	17 点
特別入院基本料	576 点	577 点	14 点
(生活療養を受ける場合)	562 点	563 点	14 点
【結核病棟入院基本料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 7 対 1 入院基本料	1,591 点	1,654 点	88 点
2 10 対 1 入院基本料	1,332 点	1,385 点	74 点
3 13 対 1 入院基本料	1,121 点	1,165 点	62 点
4 15 対 1 入院基本料	960 点	998 点	53 点
5 18 対 1 入院基本料	822 点	854 点	45 点
6 20 対 1 入院基本料	775 点	806 点	43 点
特別入院基本料	559 点	581 点	31 点
【精神病棟入院基本料】			
1 10 対 1 入院基本料	1,271 点	1,287 点	36 点
2 13 対 1 入院基本料	946 点	958 点	27 点
3 15 対 1 入院基本料	824 点	830 点	19 点
4 18 対 1 入院基本料	735 点	740 点	17 点
5 20 対 1 入院基本料	680 点	685 点	16 点
特別入院基本料	559 点	561 点	11 点
【特定機能病院入院基本料】			
1 一般病棟の場合			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
イ 7 対 1 入院基本料	1,599 点	1,718 点	152 点
ロ 10 対 1 入院基本料	1,339 点	1,438 点	127 点
2 結核病棟の場合			
イ 7 対 1 入院基本料	1,599 点	1,718 点	152 点
ロ 10 対 1 入院基本料	1,339 点	1,438 点	127 点
ハ 13 対 1 入院基本料	1,126 点	1,210 点	107 点
ニ 15 対 1 入院基本料	965 点	1,037 点	92 点
3 精神病棟の場合			
イ 7 対 1 入院基本料	1,350 点	1,450 点	128 点
ロ 10 対 1 入院基本料	1,278 点	1,373 点	122 点
ハ 13 対 1 入院基本料	951 点	1,022 点	91 点
ニ 15 対 1 入院基本料	868 点	933 点	83 点
【専門病院入院基本料】			
1 7 対 1 入院基本料	1,591 点	1,667 点	101 点
2 10 対 1 入院基本料	1,332 点	1,396 点	85 点
3 13 対 1 入院基本料	1,121 点	1,174 点	71 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【障害者施設等入院基本料】			
1 7 対 1 入院基本料	1,588 点	<u>1,615 点</u>	<u>49 点</u>
2 10 対 1 入院基本料	1,329 点	<u>1,356 点</u>	<u>45 点</u>
3 13 対 1 入院基本料	1,118 点	<u>1,138 点</u>	<u>35 点</u>
4 15 対 1 入院基本料	978 点	<u>995 点</u>	<u>30 点</u>
特定入院基本料	966 点	<u>969 点</u>	<u>30 点</u>
イ 7 対 1 入院基本料又は 10 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,465 点	<u>1,496 点</u>	<u>49 点</u>
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,331 点	<u>1,358 点</u>	<u>45 点</u>
ロ 13 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,317 点	<u>1,343 点</u>	<u>41 点</u>
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,184 点	<u>1,206 点</u>	<u>37 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ハ 15 対 1 入院基本料の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分 2 の患者に相当するもの	1,219 点	<u>1,244 点</u>	<u>38 点</u>
(2) 医療区分 1 の患者に相当するもの	1,086 点	<u>1,107 点</u>	<u>34 点</u>
【有床診療所入院基本料】			
1 有床診療所入院基本料 1			
イ 14 日以内の期間	861 点	<u>917 点</u>	<u>71 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	669 点	<u>712 点</u>	<u>55 点</u>
ハ 31 日以上の期間	567 点	<u>604 点</u>	<u>47 点</u>
2 有床診療所入院基本料 2			
イ 14 日以内の期間	770 点	<u>821 点</u>	<u>64 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	578 点	<u>616 点</u>	<u>48 点</u>
ハ 31 日以上の期間	521 点	<u>555 点</u>	<u>43 点</u>
3 有床診療所入院基本料 3			
イ 14 日以内の期間	568 点	<u>605 点</u>	<u>47 点</u>
ロ 15 日以上 30 日以内の期間	530 点	<u>567 点</u>	<u>44 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ハ 31日以上の期間	500 点	534 点	41 点
4 有床診療所入院基本料 4			
イ 14日以内の期間	775 点	824 点	64 点
ロ 15日以上30日以内の期間	602 点	640 点	50 点
ハ 31日以上の期間	510 点	542 点	42 点
5 有床診療所入院基本料 5			
イ 14日以内の期間	693 点	737 点	57 点
ロ 15日以上30日以内の期間	520 点	553 点	43 点
ハ 31日以上の期間	469 点	499 点	39 点
6 有床診療所入院基本料 6			
イ 14日以内の期間	511 点	543 点	42 点
ロ 15日以上30日以内の期間	477 点	509 点	39 点
ハ 31日以上の期間	450 点	480 点	37 点
【有床診療所療養病床入院基本料】			
1 入院基本料A	994 点	1,057 点	82 点
(生活療養を受ける場合)	980 点	1,042 点	81 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 入院基本料B (生活療養を受ける場合)	888 点 874 点	945 点 929 点	74 点 72 点
3 入院基本料C (生活療養を受ける場合)	779 点 765 点	827 点 813 点	63 点 63 点
4 入院基本料D (生活療養を受ける場合)	614 点 599 点	653 点 638 点	51 点 50 点
5 入院基本料E (生活療養を受ける場合)	530 点 516 点	564 点 549 点	44 点 43 点
特別入院基本料 (生活療養を受ける場合)	459 点 444 点	488 点 473 点	38 点 37 点
【救命救急入院料】			
1 救命救急入院料 1 イ 3日以内の期間	9,869 点	10,223 点	512 点
ロ 4日以上7日以内の期間	8,929 点	9,250 点	464 点
ハ 8日以上14日以内の期間	7,623 点	7,897 点	396 点
2 救命救急入院料 2			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
イ 3日以内の期間	11,393 点	<u>11,802</u> 点	<u>591</u> 点
ロ 4日以上7日以内の期間	10,316 点	<u>10,686</u> 点	<u>535</u> 点
ハ 8日以上14日以内の期間	9,046 点	<u>9,371</u> 点	<u>470</u> 点
3 救命救急入院料 3			
イ 救命救急入院料			
(1) 3日以内の期間	9,869 点	<u>10,223</u> 点	<u>512</u> 点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,929 点	<u>9,250</u> 点	<u>464</u> 点
(3) 8日以上14日以内の期間	7,623 点	<u>7,897</u> 点	<u>396</u> 点
ロ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 3日以内の期間	9,869 点	<u>10,223</u> 点	<u>512</u> 点
(2) 4日以上7日以内の期間	8,929 点	<u>9,250</u> 点	<u>464</u> 点
(3) 8日以上60日以内の期間	8,030 点	<u>8,318</u> 点	<u>417</u> 点
4 救命救急入院料 4			
イ 救命救急入院料			
(1) 3日以内の期間	11,393 点	<u>11,802</u> 点	<u>591</u> 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(2) 4日以上7日以内の期間	10,316点	10,686点	535点
(3) 8日以上14日以内の期間	9,046点	9,371点	470点
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 3日以内の期間	11,393点	11,802点	591点
(2) 4日以上7日以内の期間	10,316点	10,686点	535点
(3) 8日以上14日以内の期間	9,046点	9,371点	470点
(4) 15日以上60日以内の期間	8,030点	8,318点	417点
【特定集中治療室管理料】			
1 特定集中治療室管理料1			
イ 7日以内の期間	13,650点	14,211点	711点
□ 8日以上14日以内の期間	12,126点	12,633点	633点
2 特定集中治療室管理料2			
イ 特定集中治療室管理料			
(1) 7日以内の期間	13,650点	14,211点	711点
(2) 8日以上14日以内の期間	12,126点	12,633点	633点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 7日以内の期間	13,650 点	<u>14,211 点</u>	<u>711 点</u>
(2) 8日以上 60日以内の期間	12,319 点	<u>12,833 点</u>	<u>643 点</u>
3 特定集中治療室管理料 3			
イ 7日以内の期間	9,361 点	<u>9,697 点</u>	<u>486 点</u>
□ 8日以上 14日以内の期間	7,837 点	<u>8,118 点</u>	<u>407 点</u>
4 特定集中治療室管理料 4			
イ 特定集中治療室管理料			
(1) 7日以内の期間	9,361 点	<u>9,697 点</u>	<u>486 点</u>
(2) 8日以上 14日以内の期間	7,837 点	<u>8,118 点</u>	<u>407 点</u>
□ 広範囲熱傷特定集中治療管理料			
(1) 7日以内の期間	9,361 点	<u>9,697 点</u>	<u>486 点</u>
(2) 8日以上 60日以内の期間	8,030 点	<u>8,318 点</u>	<u>417 点</u>
【ハイケアユニット入院医療管理料】			
1 ハイケアユニット入院医療管理	6,584 点	<u>6,855 点</u>	<u>344 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
料 1			
2 ハイケアユニット入院医療管理料 2	4,084 点	<u>4,224 点</u>	<u>213 点</u>
【脳卒中ケアユニット入院医療管理料】	5,804 点	<u>6,013 点</u>	<u>302 点</u>
【小児特定集中治療室管理料】			
1 7日以内の期間	15,752 点	<u>16,317 点</u>	<u>817 点</u>
2 8日以上 14日以内の期間	13,720 点	<u>14,211 点</u>	<u>711 点</u>
【新生児特定集中治療室管理料】			
1 新生児特定集中治療室管理料 1	10,174 点	<u>10,539 点</u>	<u>528 点</u>
2 新生児特定集中治療室管理料 2	8,109 点	<u>8,434 点</u>	<u>423 点</u>
【総合周産期特定集中治療室管理料】			
1 母体・胎児集中治療室管理料	7,125 点	<u>7,381 点</u>	<u>370 点</u>
2 新生児集中治療室管理料	10,174 点	<u>10,539 点</u>	<u>528 点</u>
【新生児治療回復室入院医療管理料】	5,499 点	<u>5,697 点</u>	<u>286 点</u>
【一類感染症患者入院管理料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 14日以内の期間	9,046 点	9,371 点	470 点
2 15日以上の期間	7,826 点	8,108 点	407 点
【特殊疾患入院医療管理料】			
特殊疾患入院医療管理料	2,009 点	2,070 点	116 点
イ 医療区分2の患者に相当する もの	1,857 点	1,909 点	107 点
ロ 医療区分1の患者に相当する もの	1,701 点	1,743 点	97 点
【小児入院医療管理料】			
1 小児入院医療管理料1	4,584 点	4,750 点	239 点
2 小児入院医療管理料2	4,076 点	4,224 点	213 点
3 小児入院医療管理料3	3,670 点	3,803 点	192 点
4 小児入院医療管理料4	3,060 点	3,171 点	160 点
5 小児入院医療管理料5	2,145 点	2,206 点	95 点
【回復期リハビリテーション病棟入院料】			
1 回復期リハビリテーション病棟 入院料1	2,085 点	2,129 点	98 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(生活療養を受ける場合)	2,071 点	<u>2,115 点</u>	<u>98</u> 点
2 回復期リハビリテーション病棟 入院料 2	2,025 点	<u>2,066 点</u>	<u>95</u> 点
(生活療養を受ける場合)	2,011 点	<u>2,051 点</u>	<u>94</u> 点
3 回復期リハビリテーション病棟 入院料 3	1,861 点	<u>1,899 点</u>	<u>88</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,846 点	<u>1,884 点</u>	<u>87</u> 点
4 回復期リハビリテーション病棟 入院料 4	1,806 点	<u>1,841 点</u>	<u>85</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,791 点	<u>1,827 点</u>	<u>85</u> 点
5 回復期リハビリテーション病棟 入院料 5	1,702 点	<u>1,736 点</u>	<u>80</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,687 点	<u>1,721 点</u>	<u>79</u> 点
6 回復期リハビリテーション病棟 入院料 6	1,647 点	<u>1,678 点</u>	<u>77</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,632 点	<u>1,664 点</u>	<u>77</u> 点
【地域包括ケア病棟入院料】			
1 地域包括ケア病棟入院料 1	2,738 点	<u>2,809 点</u>	<u>129</u> 点
(生活療養を受ける場合)	2,724 点	<u>2,794 点</u>	<u>128</u> 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 地域包括ケア入院医療管理料 1 (生活療養を受ける場合)	2,738 点 2,724 点	<u>2,809 点</u> <u>2,794 点</u>	<u>129 点</u> <u>128 点</u>
3 地域包括ケア病棟入院料 2 (生活療養を受ける場合)	2,558 点 2,544 点	<u>2,620 点</u> <u>2,605 点</u>	<u>120 点</u> <u>119 点</u>
4 地域包括ケア入院医療管理料 2 (生活療養を受ける場合)	2,558 点 2,544 点	<u>2,620 点</u> <u>2,605 点</u>	<u>120 点</u> <u>119 点</u>
5 地域包括ケア病棟入院料 3 (生活療養を受ける場合)	2,238 点 2,224 点	<u>2,285 点</u> <u>2,270 点</u>	<u>105 点</u> <u>104 点</u>
6 地域包括ケア入院医療管理料 3 (生活療養を受ける場合)	2,238 点 2,224 点	<u>2,285 点</u> <u>2,270 点</u>	<u>105 点</u> <u>104 点</u>
7 地域包括ケア病棟入院料 4 (生活療養を受ける場合)	2,038 点 2,024 点	<u>2,076 点</u> <u>2,060 点</u>	<u>96 点</u> <u>94 点</u>
8 地域包括ケア入院医療管理料 4 (生活療養を受ける場合)	2,038 点 2,024 点	<u>2,076 点</u> <u>2,060 点</u>	<u>96 点</u> <u>94 点</u>
地域包括ケア病棟入院料 1 (特定地 域)	2,371 点	<u>2,433 点</u>	<u>112 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
(生活療養を受ける場合)	2,357 点	<u>2,418 点</u>	<u>111</u> 点
地域包括ケア入院医療管理料 1（特定地域）	2,371 点	<u>2,433 点</u>	<u>112</u> 点
(生活療養を受ける場合)	2,357 点	<u>2,418 点</u>	<u>111</u> 点
地域包括ケア病棟入院料 2（特定地域）	2,191 点	<u>2,244 点</u>	<u>103</u> 点
(生活療養を受ける場合)	2,177 点	<u>2,230 点</u>	<u>103</u> 点
地域包括ケア入院医療管理料 2（特定地域）	2,191 点	<u>2,244 点</u>	<u>103</u> 点
(生活療養を受ける場合)	2,177 点	<u>2,230 点</u>	<u>103</u> 点
地域包括ケア病棟入院料 3（特定地域）	1,943 点	<u>1,984 点</u>	<u>91</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	<u>1,970 点</u>	<u>91</u> 点
地域包括ケア入院医療管理料 3（特定地域）	1,943 点	<u>1,984 点</u>	<u>91</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,929 点	<u>1,970 点</u>	<u>91</u> 点
地域包括ケア病棟入院料 4（特定地域）	1,743 点	<u>1,774 点</u>	<u>81</u> 点
(生活療養を受ける場合)	1,729 点	<u>1,760 点</u>	<u>81</u> 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
地域包括ケア入院医療管理料4（特定地域） (生活療養を受ける場合)	1,743点 1,729点	1,774点 1,760点	81点 81点
【特殊疾患病棟入院料】			
1 特殊疾患病棟入院料1	2,008点	2,070点	116点
2 特殊疾患病棟入院料2	1,625点	1,675点	94点
イ 特殊疾患病棟入院料1の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,857点	1,910点	107点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,701点	1,745点	98点
ロ 特殊疾患病棟入院料2の施設基準を届け出た病棟に入院している場合			
(1) 医療区分2の患者に相当するもの	1,608点	1,657点	93点
(2) 医療区分1の患者に相当するもの	1,452点	1,491点	83点
【緩和ケア病棟入院料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 緩和ケア病棟入院料 1			
イ 30 日以内の期間	5,051 点	<u>5,207 点</u>	<u>291 点</u>
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	4,514 点	<u>4,654 点</u>	<u>261 点</u>
ハ 61 日以上の期間	3,350 点	<u>3,450 点</u>	<u>193 点</u>
2 緩和ケア病棟入院料 2			
イ 30 日以内の期間	4,826 点	<u>4,970 点</u>	<u>279 点</u>
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	4,370 点	<u>4,501 点</u>	<u>252 点</u>
ハ 61 日以上の期間	3,300 点	<u>3,398 点</u>	<u>191 点</u>
【精神科救急入院料】			
1 精神科救急入院料 1			
イ 30 日以内の期間	3,557 点	<u>3,579 点</u>	<u>117 点</u>
ロ 31 日以上の期間	3,125 点	<u>3,145 点</u>	<u>103 点</u>
2 精神科救急入院料 2			
イ 30 日以内の期間	3,351 点	<u>3,372 点</u>	<u>110 点</u>
ロ 31 日以上の期間	2,920 点	<u>2,938 点</u>	<u>96 点</u>
【精神科急性期治療病棟入院料】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
1 精神科急性期治療病棟入院料 1			
イ 30 日以内の期間	1, 984 点	<u>1, 997 点</u>	<u>66 点</u>
ロ 31 日以上の期間	1, 655 点	<u>1, 665 点</u>	<u>54 点</u>
2 精神科急性期治療病棟入院料 2			
イ 30 日以内の期間	1, 881 点	<u>1, 883 点</u>	<u>52 点</u>
ロ 31 日以上の期間	1, 552 点	<u>1, 554 点</u>	<u>43 点</u>
【精神科救急・合併症入院料】			
1 30 日以内の期間	3, 560 点	<u>3, 579 点</u>	<u>117 点</u>
2 31 日以上の期間	3, 128 点	<u>3, 145 点</u>	<u>103 点</u>
【児童・思春期精神科入院医療管理料】			
	2, 957 点	<u>2, 995 点</u>	<u>84 点</u>
【精神療養病棟入院料】			
	1, 090 点	<u>1, 091 点</u>	<u>30 点</u>
【認知症病棟入院料】			
1 認知症治療病棟入院料 1			
イ 30 日以内の期間	1, 809 点	<u>1, 811 点</u>	<u>50 点</u>
ロ 31 日以上 60 日以内の期間	1, 501 点	<u>1, 503 点</u>	<u>42 点</u>
ハ 61 日以上の期間	1, 203 点	<u>1, 204 点</u>	<u>33 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 認知症治療病棟入院料 2			
イ 30 日以内の期間	1,316 点	<u>1,318</u> 点	<u>37</u> 点
口 31 日以上 60 日以内の期間	1,111 点	<u>1,112</u> 点	<u>31</u> 点
ハ 61 日以上の期間	987 点	<u>988</u> 点	<u>27</u> 点
【特定一般病棟入院料】			
1 特定一般病棟入院料 1	1,121 点	<u>1,152</u> 点	<u>49</u> 点
2 特定一般病棟入院料 2	960 点	<u>987</u> 点	<u>42</u> 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 1 に該当する場合）	2,371 点	<u>2,432</u> 点	<u>111</u> 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 2 に該当する場合）	2,191 点	<u>2,243</u> 点	<u>102</u> 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 3 に該当する場合）	1,943 点	<u>1,983</u> 点	<u>90</u> 点
特定一般病棟入院料（地域包括ケア 入院医療管理料 4 に該当する場合）	1,743 点	<u>1,773</u> 点	<u>80</u> 点
【地域移行機能強化病棟入院料】			
【短期滞在手術等基本料】			
1 短期滞在手術等基本料 1	2,856 点	<u>2,947</u> 点	<u>147</u> 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 短期滞在手術等基本料 2 (生活療養を受ける場合)	4,918 点 4,890 点	5,075 点 5,046 点	253 点 252 点
3 短期滞在手術等基本料 3 (※手術該当分以外を補てん)			
イ D237 終夜睡眠ポリグラフィ — 3 1及び2以外の場合 (生活療養を受ける場合)	9,265 点	9,424 点	273 点
口 D291-2 小児食物アレルギー負荷検査 (生活療養を受ける場合)	6,090 点	6,237 点	261 点
ハ D413 前立腺針生検法 (生活療養を受ける場合)	6,019 点	6,164 点	258 点
二 K093-2 関節鏡下手根管開放手術 (生活療養を受ける場合)	11,334 点	11,736 点	516 点
木 K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） (生活療養を受ける場合)	11,263 点	11,662 点	512 点
手 K093-2 関節鏡下手根管開放手術 (生活療養を受ける場合)	19,394 点	19,747 点	467 点
木 K196-2 胸腔鏡下交感神経節切除術（両側） (生活療養を受ける場合)	19,323 点	19,673 点	463 点
へ K282 水晶体再建術 1 眼	41,072 点	42,138 点	1,180 点
	41,001 点	42,064 点	1,176 点
へ K282 水晶体再建術 1 眼	22,010 点	22,411 点	515 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
内レンズを挿入する場合 □ その他のもの（片側） (生活療養を受ける場合)			
	21,939 点	<u>22,337 点</u>	<u>511 点</u>
ト K282 水晶体再建術 1 眼 内レンズ挿入を挿入する場合 □ その他のもの（両側） (生活療養を受ける場合)	37,272 点	<u>37,839 点</u>	<u>681 点</u>
	37,201 点	<u>37,765 点</u>	<u>677 点</u>
チ K474 乳腺腫瘍摘出術 1 長径 5 センチメートル未満 (生活療養を受ける場合)	19,967 点	<u>20,756 点</u>	<u>903 点</u>
	19,896 点	<u>20,683 点</u>	<u>900 点</u>
リ K616-4 経皮的シャント拡張 術・血栓除去術 (生活療養を受ける場合)	37,350 点	<u>38,243 点</u>	<u>1,007 点</u>
	37,279 点	<u>38,169 点</u>	<u>1,003 点</u>
ヌ K617 下肢静脈瘤手術 1 抜去切除術 (生活療養を受ける場合)	23,655 点	<u>24,242 点</u>	<u>701 点</u>
	23,584 点	<u>24,168 点</u>	<u>697 点</u>
ル K617 下肢静脈瘤手術 2 硬化療法（一連として） (生活療養を受ける場合)	12,082 点	<u>12,507 点</u>	<u>539 点</u>
	12,011 点	<u>12,433 点</u>	<u>535 点</u>
ヲ K617 下肢静脈瘤手術 3	11,390 点	<u>11,704 点</u>	<u>428 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
高位結紮術			
(生活療養を受ける場合)	11,319 点	<u>11,630</u> 点	<u>424</u> 点
ワ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳未満に限る。）	34,388 点	<u>35,444</u> 点	<u>1,170</u> 点
(生活療養を受ける場合)	34,317 点	<u>35,371</u> 点	<u>1,167</u> 点
力 K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（3歳以上6歳未満に限る。）	27,515 点	<u>28,368</u> 点	<u>967</u> 点
(生活療養を受ける場合)	27,444 点	<u>28,294</u> 点	<u>963</u> 点
ヨ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（6歳以上15歳未満に限る。）	24,715 点	<u>25,578</u> 点	<u>977</u> 点
(生活療養を受ける場合)	24,644 点	<u>25,505</u> 点	<u>974</u> 点
タ K633 ヘルニア手術 5 鼠径ヘルニア（15歳以上に限る。）	24,540 点	<u>25,394</u> 点	<u>968</u> 点
(生活療養を受ける場合)	24,469 点	<u>25,321</u> 点	<u>965</u> 点
レ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳未満に限る。）	68,168 点	<u>69,217</u> 点	<u>1,163</u> 点
(生活療養を受ける場合)	68,097 点	<u>69,143</u> 点	<u>1,159</u> 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
ゾ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（3歳以上6歳未満に限る。） (生活療養を受ける場合)	54,494 点 54,423 点	55,428 点 55,354 点	1,048 点 1,044 点
ツ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（6歳以上15歳未満に限る。） (生活療養を受ける場合)	43,122 点 43,051 点	44,061 点 43,988 点	1,053 点 1,050 点
ネ K634 腹腔鏡下鼠径ヘルニア手術（両側）（15歳以上に限る。） (生活療養を受ける場合)	50,397 点 50,326 点	51,719 点 51,645 点	1,436 点 1,432 点
ナ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 1 長径2センチメートル未満 (生活療養を受ける場合)	14,163 点 14,092 点	14,525 点 14,451 点	476 点 472 点
ラ K721 内視鏡的大腸ポリープ・粘膜切除術 2 長径2センチメートル以上 (生活療養を受ける場合)	17,699 点 17,628 点	18,141 点 18,068 点	556 点 553 点
ム K743 痢核手術（脱肛を含む。） 2 硬化療法（四段階注	12,079 点	12,383 点	418 点

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
射法によるもの)			
(生活療養を受ける場合)	12,008 点	<u>12,309 点</u>	<u>414 点</u>
ウ K768 体外衝撃波腎・尿管結石破碎術（一連につき）	27,934 点	<u>28,268 点</u>	<u>448 点</u>
(生活療養を受ける場合)	27,863 点	<u>28,194 点</u>	<u>444 点</u>
ヰ K867 子宮頸部（腔部）切除術	17,552 点	<u>18,179 点</u>	<u>741 点</u>
(生活療養を受ける場合)	17,481 点	<u>18,106 点</u>	<u>738 点</u>
ノ K873 子宮鏡下子宮筋腫摘出術	34,354 点	<u>35,141 点</u>	<u>901 点</u>
(生活療養を受ける場合)	34,283 点	<u>35,067 点</u>	<u>897 点</u>
オ M001-2 ガンマナイフによる定位放射線治療	59,998 点	<u>60,403 点</u>	<u>519 点</u>
(生活療養を受ける場合)	59,927 点	<u>60,330 点</u>	<u>516 点</u>
【小児科外来診療料】			
1 保険薬局において調剤を受けるために処方箋を交付する場合			
イ 初診時	572 点	<u>599 点</u>	<u>39 点</u>
ロ 再診時	383 点	<u>406 点</u>	<u>26 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 1以外の場合			
イ 初診時	682 点	<u>716 点</u>	<u>46 点</u>
ロ 再診時	493 点	<u>524 点</u>	<u>34 点</u>
【外来リハビリテーション診療料】			
1 外来リハビリテーション診療料 1	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
2 外来リハビリテーション診療料 2	109 点	<u>110 点</u>	<u>6 点</u>
【外来放射線照射診療料】	292 点	<u>297 点</u>	<u>17 点</u>
【地域包括診療料】			
1 地域包括診療料 1	1,560 点	<u>1,660 点</u>	<u>103 点</u>
2 地域包括診療料 2	1,503 点	<u>1,600 点</u>	<u>100 点</u>
【認知症地域包括診療料】			
1 認知症地域包括診療料 1	1,580 点	<u>1,681 点</u>	<u>104 点</u>
2 認知症地域包括診療料 2	1,515 点	<u>1,613 点</u>	<u>101 点</u>
【小児かかりつけ診療料】			
1 処方箋を交付する場合			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
イ 初診時	602 点	<u>631</u> 点	<u>41</u> 点
口 再診時	413 点	<u>438</u> 点	<u>28</u> 点
2 処方箋を交付しない場合			
イ 初診時	712 点	<u>748</u> 点	<u>48</u> 点
口 再診時	523 点	<u>556</u> 点	<u>36</u> 点
【在宅患者訪問診療料】			
在宅患者訪問診療料（I）			
1 在宅患者訪問診療料 1			
イ 同一建物居住者以外の場合	833 点	<u>888</u> 点	<u>58</u> 点
口 同一建物居住者の場合	203 点	<u>213</u> 点	<u>13</u> 点
2 在宅患者訪問診療料 2			
イ 同一建物居住者以外の場合	830 点	<u>884</u> 点	<u>57</u> 点
口 同一建物居住者の場合	178 点	<u>187</u> 点	<u>12</u> 点
在宅患者訪問診療料（II）	144 点	<u>150</u> 点	<u>9</u> 点

2. 歯科診療報酬

- (1) 初・再診料（地域歯科診療支援病院歯科初・再診料を含む。）を引き上げる。
- (2) 歯科訪問診療料を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【初診料】			
1 歯科初診料	237 点	<u>251 点</u>	<u>30 点</u>
歯科初診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	226 点	<u>240 点</u>	<u>30 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科初診料	282 点	<u>288 点</u>	<u>18 点</u>
【再診料】			
1 歯科再診料	48 点	<u>51 点</u>	<u>6 点</u>
歯科再診料について、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	41 点	<u>44 点</u>	<u>6 点</u>
2 地域歯科診療支援病院歯科再診料	72 点	<u>73 点</u>	<u>4 点</u>
【訪問診療料】			
1 歯科訪問診療 1	1,036 点	<u>1,100 点</u>	<u>80 点</u>

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
2 歯科訪問診療 2	338 点	<u>361 点</u>	<u>26 点</u>
3 歯科訪問診療 3 1から3までについて、別に厚生労働大臣が定める基準に係る届出を行っていない場合	175 点	<u>185 点</u>	<u>13 点</u>
イ 初診時	237 点	<u>251 点</u>	<u>30 点</u>
ロ 再診時	48 点	<u>51 点</u>	<u>6 点</u>

3. 調剤報酬

- (1) 調剤基本料等を引き上げる。
- (2) 一包化加算及び無菌製剤処理加算を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
【調剤基本料】			
1 調剤基本料 1	41 点	42 点	2 点
2 調剤基本料 2	25 点	26 点	2 点
3 調剤基本料 3			
イ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回数4万回を超える場合	20 点	21 点	2 点
ロ 同一グループの保険薬局による処方箋受付回数40万回を超える場合	15 点	16 点	2 点
特別調剤基本料	10 点	11 点	2 点
【一包化加算】			
イ 42日分以下の場合	32 点	34 点	4 点
ロ 43日分以上の場合	220 点	240 点	40 点
【無菌製剤処理加算】			

項目	現行	改定案	
	現行 点数	改定後 点数	うち 消費税 対応分
中心静脈栄養法用輸液 (6歳未満の場合)	67点 135点	69点 137点	12点 22点
抗悪性腫瘍剤 (6歳未満の場合)	77点 145点	79点 147点	12点 22点
麻薬 (6歳未満の場合)	67点 135点	69点 137点	12点 22点
【かかりつけ薬剤師包括管理料】	280点	281点	2点

4. 訪問看護療養費

訪問看護管理療養費を引き上げる。

項目	現行	改定案	
	現行 金額	改定後 金額	うち 消費税 対応分
【訪問看護管理療養費】			
1 月の初日の訪問の場合			
イ 機能強化型訪問看護管理療養費 1	12,400 円	<u>12,530 円</u>	<u>230 円</u>
ロ 機能強化型訪問看護管理療養費 2	9,400 円	<u>9,500 円</u>	<u>200 円</u>
ハ 機能強化型訪問看護管理療養費 3	8,400 円	<u>8,470 円</u>	<u>170 円</u>
ニ イからハまで以外の場合	7,400 円	<u>7,440 円</u>	<u>140 円</u>
2 月の 2 日目以降の訪問の場合（1 日につき）	2,980 円	<u>3,000 円</u>	<u>50 円</u>